

定 款

NEC

NECフィールドディング株式会社

NECフィールドディング株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、NECフィールドディング株式会社と称し、英文では、NEC Fielding, Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. コンピュータシステム・通信システム・ネットワークシステム・医療システムおよび電気・電子機器の利用に関するコンサルティング、設計、構築、設置工事、調整、検査、保守、修理、運用
2. 第1号に定めた機器およびそれに関連する施設等に関する電気設備、電気通信設備、空調設備および内外装設備の設計、請負、施工および監督
3. 第1号に定めた機器およびそれに関連するソフトウェア、部品、付属品、消耗品等の保管、配送、賃貸および販売
4. 第1号に定めた機器およびそれに関連する部品等の再使用化による処分または販売
5. インターネット等のネットワークを利用した情報処理サービスおよび情報提供サービス
6. 文字・音声・映像等のデジタル・コンテンツ等に関する企画、制作および複製
7. 前各号に付随または関連する技術指導および教育
8. カタログおよびインターネットによる通信販売
9. 倉庫業
10. 貨物利用運送事業
11. 労働者派遣事業
12. 前各号に定めた業務の増進、処理、遂行に必要な一切の行為

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、18,856万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主の当社に対する請求および通知ならびに株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集する。代表取締役が2名以上の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序による。

(参考書類等のインターネット開示)

第 12 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当る。代表取締役が 2 名以上の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序による。

(決議の要件)

第 15 条 株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 17 条 当社に取締役 10 名以内を置く。

(選任決議)

第 18 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会)

第 21 条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い、当会社の業務の執行を決定する。

- ② 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
- ③ 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の 3 日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
- ④ 当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 24 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。

(選任決議)

第 25 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤監査役)

第 27 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 28 条 監査役会は、法令および本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

② 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

③ 監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(報酬等)

第 29 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 31 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 32 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(除斥期間)

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

以上

昭和 32 年 3 月 23 日	制 定
昭和 33 年 2 月 20 日	一部改正
昭和 33 年 3 月 28 日	一部改正
昭和 35 年 5 月 27 日	一部改正
昭和 35 年 11 月 25 日	一部改正
昭和 37 年 5 月 28 日	一部改正
昭和 38 年 11 月 4 日	一部改正
昭和 39 年 5 月 28 日	一部改正
昭和 41 年 12 月 8 日	一部改正
昭和 47 年 5 月 30 日	一部改正
昭和 48 年 1 月 16 日	一部改正
昭和 48 年 5 月 25 日	一部改正
昭和 55 年 6 月 30 日	一部改正
昭和 56 年 6 月 30 日	一部改正
昭和 57 年 6 月 30 日	一部改正
昭和 58 年 6 月 30 日	一部改正
昭和 61 年 6 月 26 日	一部改正
平成 2 年 6 月 27 日	一部改正
平成 3 年 8 月 19 日	一部改正
平成 5 年 6 月 28 日	一部改正
平成 6 年 6 月 28 日	一部改正
平成 12 年 6 月 23 日	一部改正
平成 13 年 6 月 19 日	一部改正
平成 13 年 9 月 27 日	一部改正
平成 14 年 2 月 4 日	一部改正
平成 14 年 6 月 18 日	一部改正
平成 15 年 6 月 26 日	一部改正
平成 16 年 5 月 20 日	一部改正
平成 16 年 6 月 29 日	一部改正
平成 17 年 6 月 24 日	一部改正
平成 18 年 6 月 23 日	一部改正
平成 20 年 6 月 25 日	一部改正
平成 21 年 6 月 25 日	一部改正